

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 31 年 1 月 28 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800234号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800125号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年1月21日から平成14年5月21日まで

A社に在籍していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。請求期間も継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映するようにしてほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び請求者が記憶する同僚を含む複数の同僚(A社に係る商業登記簿謄本により確認できる取締役を含む。)の回答により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、i) オンライン記録によりA社における請求者の健康保険証は、平成13年1月21日の被保険者資格喪失時に、同年1月26日付けで社会保険事務所(当時)に返納されていること、ii) 同社における平成14年5月21日の被保険者資格取得時に、新たな健康保険証が同年5月23日付けで交付されていること、iii) 請求者が居住するB市の回答により、国民健康保険において、平成13年2月7日付けで同年1月21日を資格取得年月日とする届出が行われた上、平成14年7月9日付けで同年5月22日を資格喪失年月日とする届出が行われていることから、請求者は、請求期間において、B市の国民健康保険に加入していたことが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も既に亡くなっていることから、同社における請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本により確認できる取締役(請求者が記憶する者を含む。)に照会を行ったものの、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。